

伊丹市財政基金の設置，管理および処分に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

伊丹市財政基金の設置，管理および処分に関する条例の一部を改
正する条例を別記のとおり制定する。

平成 26 年 2 月 26 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

積立て方法を変更するほか，基金の目的等について所要の規定
整備を行うため。

伊丹市財政基金の設置，管理および処分に関する条例の一部を改正する条例（平成26年伊丹市条例第 号）

伊丹市財政基金の設置，管理および処分に関する条例（昭和32年条例第432号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊丹市財政調整基金条例

第1条の見出しを「（設置）」に改め，同条中「災害の復旧その他予見しがたい事務に要する費用及び市債の償還に要する費用の財源に充てる」を「将来にわたる財政の健全な運営に資する」に，「財政基金」を「伊丹市財政調整基金」に改める。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は，予算で定める額とする。

第3条第2項中「または」を「又は」に，「および」を「及び」に改める。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか，基金の管理に関し必要な事項は，市長が別に定める。

第6条を削る。

第5条中「積立金を第1条の目的のため使用する場合は，必要に応じ」を「基金は，地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の4各号のいずれかに該当する場合に限り」に改め，同条を第6条とする。

第4条第1項中「かかわらず，」の右に「確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定めて」を加え，同条の次に次の1条を加える。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は，予算に計上して，この基金に繰り入れるものとする。

付 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。